

男女共同参画会議
監視専門委員会（第9回）資料

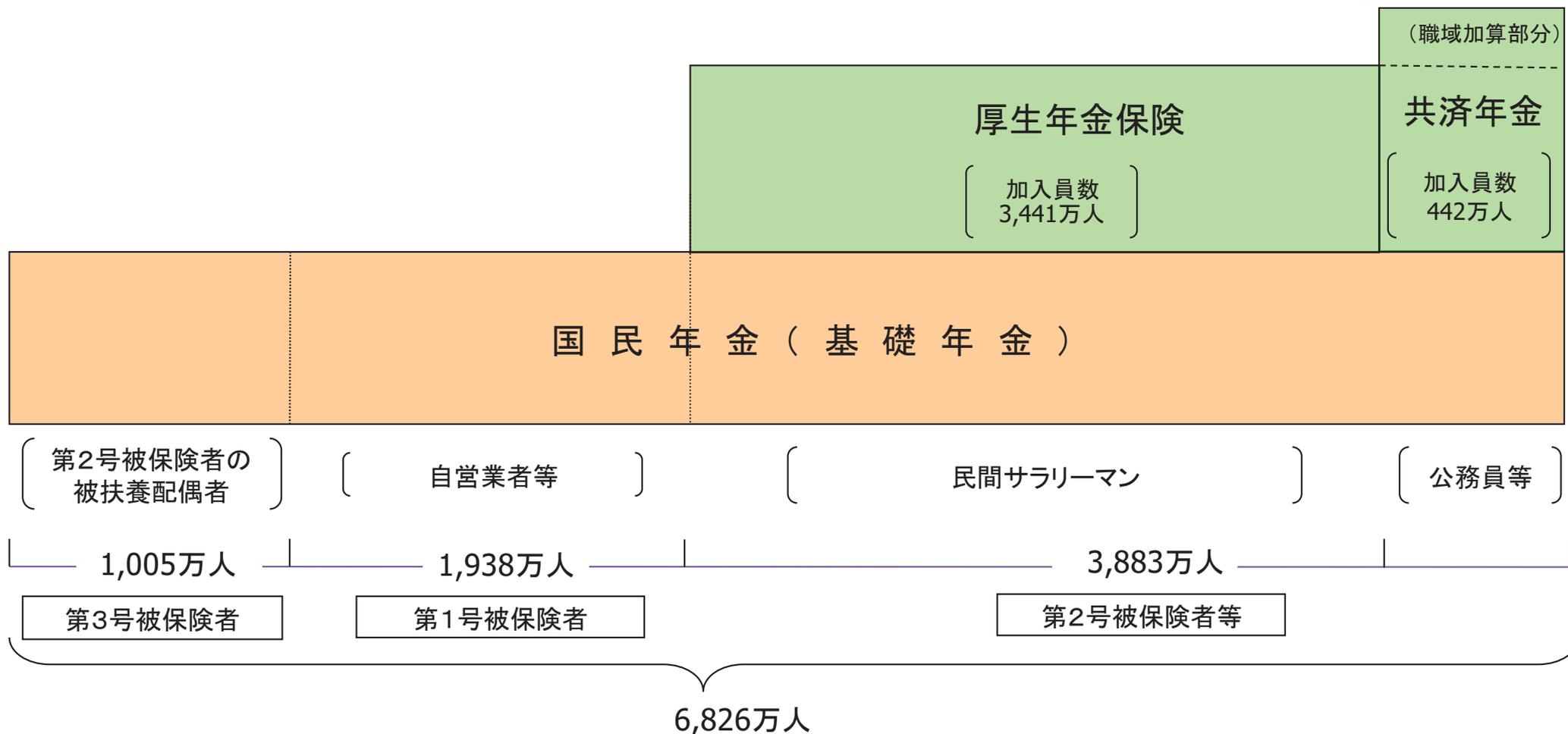
平成24年5月11日
厚生労働省

I. 新しい年金制度の創設と 第3号被保険者制度の見直しについて

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成22年度末）



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。

民主党マニフェストにおける年金制度改革案

民主党の政権政策Manifesto2009(抄)

18.一元化で公平な年金制度へ

【政策目的】

- 公的年金制度に対する国民の信頼を回復する。
- 雇用の流動化など時代にあった年金制度、透明で分かりやすい年金制度をつくる。
- 月額7万円以上の年金を受給できる年金制度をつくり、高齢期の生活の安定、現役時代の安心感を高める。

【具体策】

- 以下を骨格とする年金制度創設のための法律を平成25年までに成立させる。

<年金制度の骨格>

- 全ての人と同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化する。
- 全ての人「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設する。
- 消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、全ての人「7万円以上の年金を受け取れるようにする」。「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には、「最低保障年金」を減額する。

20.歳入庁を創設する

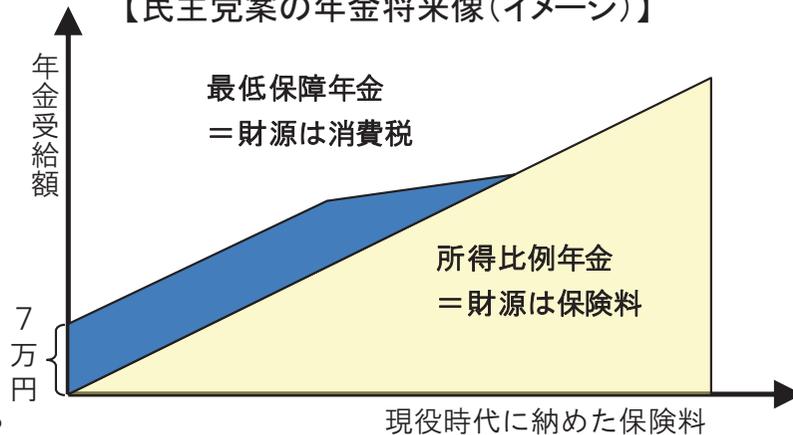
【政策目的】

- 年金保険料のムダづかい体質を一掃する。
- 年金保険料の未納を減らす。

【具体策】

- 社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。
- 所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。

【民主党案の年金将来像(イメージ)】



民主党の政権政策Manifesto2010(抄)

5. 年金・医療・介護・障がい者福祉

- 年金制度の一元化、月額7万円の最低保障年金を実現するためにも、税制の抜本改革を実施します。

「社会保障・税一体改革成案」(年金関連)

(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

I 社会保障改革の全体像

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

＜個別分野における主な改革項目(充実／重点化・効率化)＞

III 年金

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - 最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し
 - 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討
- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

(成案本文より年金関連部分抜粋)

第3号被保険者制度の見直し

- 第3号被保険者制度の見直しを含めた現行制度の改善項目について、社会保障審議会年金部会にて検討することとなった。(平成23年8月～)。

現状

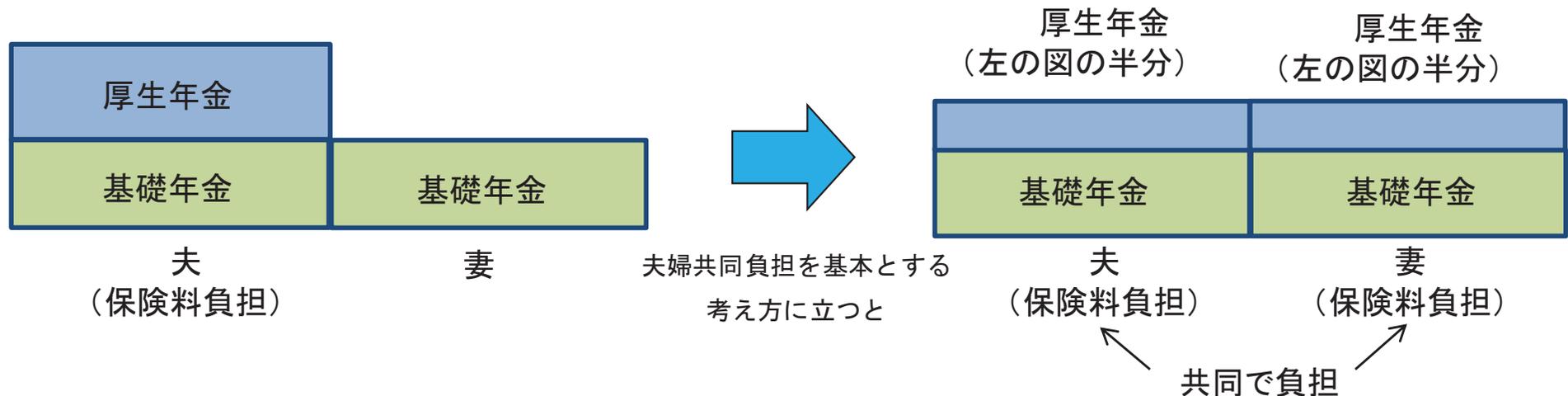
- 現在の年金制度は、被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっているなど、働き方やライフコースに中立的でないとの指摘がある。
- 例えば、保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度の存在があり、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。

検討

- 新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討する。

(参考)夫婦共同負担を基本とする考え方について

第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者(第3号被保険者)が負担したものと取り扱って年金分割するという考え方。



社会保障・税一体改革大綱(抜粋)
(平成24年2月17日 閣議決定)

第1部 社会保障改革

第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

4. 年金

Ⅱ 現行制度の改善

(8) 第3号被保険者制度の見直し

○ 第3号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する。

☆ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

I 新しい年金制度の創設

- 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。

<所得比例年金(社会保険方式)>

- 職種を問わずすべての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付。
- 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分)。
- 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出。

<最低保障年金(税財源)>

- 最低保障年金の満額は7万円(現在価額)。
- 生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額はゼロ。
- すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度。

☆ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会に法案を提出する。